

2009.10 第3号

産業医・産業看護職・衛生管理者等の産業保健関係者の活動を支援します。

産業保健

こうちさんぽ ニュース

新相談員のご紹介	1頁
相談員勤務表	1頁
トピックス	2頁
労働衛生工学シリーズ	3頁
母性健康管理研修会のご案内	6頁
メンタルヘルス対策支援センターのご案内	6頁
産業医学研修会・産業保健セミナー等受講申込書	7頁
こうちさんぽメールマガジン配信申し込み票	8頁

独立行政法人労働者健康福祉機構
高知産業保健推進センター



一 新相談員のご紹介

メンタルヘルス対策相談員

氏 名：町田 香代（マチダ カヨ）

委嘱年月日：平成21年7月1日

所 属： 日本産業カウンセラー協会認定産業カウンセラー（高知事務所）

相 談 日：第四月・金曜日

20数年間、一般企業にて経理・総務及び管理業務を担当して参りました。その経験を生かして、働く人の立場及び経営者としての立場、それぞれに配慮しつつ、働く人にとってはストレスの少ない働きやすい職場、経営者にとっては従業員の能力を最大限に生かせる職場づくりを行う為に、メンタルヘルス活動のお手伝いが出切ればと考えております。

企業にとっては、従業員が最大の財産であると考え、働きやすい職場づくりの為に、今出来る事から少しずつ始められるよう一緒に考えてまいりたいと思います。

二 相談員勤務表

産業保健相談員勤務表

平成21年10月1日現在

	月	火	水	木	金
第一			坪崎 (産業医学) 榎本 (メンタル)		影山 (メンタル)
第二			坪崎 (産業医学) 下寺(注1) (メンタル)		町田 (産業医学) 影山 (メンタル)
第三		森木 (産業医学)	榎本 (メンタル)	労働衛生工学 担当(注2)	伊藤 (メンタル)
第四	小澤 (保健指導) 町田 (メンタル)	菅沼 (産業医学)	影山 (メンタル)		町田 (メンタル)

1 相談時間は、13:00～17:00です。(注1)については9:00～12:00です。

2 (注2)の労働衛生工学に関しては、門田・中西の2名でローテーションしています。

三 トピックス

その1

高知県医師会館で「新型インフルエンザ対策研修（産業医学研修会）」を開催

平成21年9月9日（水）高知県医師会館において「新型インフルエンザ対策」をテーマとする産業医学研修会を開催しました。

当日は産業医、保健師、衛生管理者、労務担当者など多数の参加の下、最初に高知市保健所地域保健課の豊田誠課長から「新型インフルエンザの現状と対策について」と題して最近の発生状況、事例とQ & Aを交えた感染予防のポイント等について、続いて当センター大原啓志 所長から「職場における新型インフルエンザ対策」と題して国の指針、県の対応方針、職場における具体的な感染拡大の防止対策等について講演が行われ、参加



研修会風景

者からは熱心な質問等のほか「最新の情報、現時点での国県市レベルの情報が得られて有益であった」、「本社からの対策はあるが支店内で悩むこともあり参加して良かった」などのご意見等をいただき有意義な研修会となりました。

その2

「産業保健セミナー」で「AED取扱講習」を開催

平成21年9月16日（水）当センター研修室において、AED（自動体外式除細動器）を使って心肺蘇生法に関する実地研修会を開催しました。当日は講師の高知市中消防署救急隊員から応急手当の基礎知識等の説明を受けた後、それぞれ3班に分かれ、実際の事故現場を想定したAEDによる心肺蘇生法等、トレーニングマネキンを囲み各自交代で救命措置等の手順について実習形式により丁寧に指導していただきました。参加者からは「実技重点の講習で、より理解が深まった。参加して良かった」という感想が寄せられるなど講習は終始 真剣ななかにも和やかな雰囲気ですすめられ、有意義なセミナーとなりました。



セミナー風景

当センターでは産業保健セミナーを毎月2～3回程度、分野別にテーマを変え開催しております。また、セミナーでは各テーマについて日頃業務で感じておられる疑問や職場の課題等に対する質問などについても歓迎します。皆様のご参加をお待ちしております。

作業環境管理のための工学的対策 その1

労働衛生工学担当相談員 中西 淳一

職場の衛生管理を進める際には、作業環境管理、作業管理および健康管理が重要となります。

これらのいわゆる三管理の内、作業環境管理の中で、有機溶剤や特定化学物質等を使用する有害業務に携わる作業者の有害物質に対するばく露を少なくするために、以下の8つの対策手法がよく用いられています。

- 1．有害化学物質の製造、使用の中止、有害性の少ない物質への転換
- 2．有害な生産工程、作業方法の改善による有害物質発散の防止
- 3．有害物質を取り扱う設備の密閉化と自動化
- 4．有害な生産工程の隔離と遠隔操作の採用
- 5．局所排気装置の設置
- 6．プッシュプル型換気装置の設置
- 7．全体換気装置の設置
- 8．作業行動の改善による異常ばく露と不要な発散の防止

今回は、上記8つの対策手法の内、1から3についてご説明します。

1．有害化学物質の製造、使用の中止、有害性の少ない物質への転換

健康に極めて有害で、かつそれに替わって同じ使用目的を達成できる有害性のより少ない物質がある時には、その有害物質の使用を中止することが最も有効な対策です。労働安全衛生法第55条では、これに該当する物質として、黄りんマツチ、ベンジジン、ベンゼンゴムのり等の製造、使用等を禁止しています。

また、生産工程で使用される有害化学物質については、たとえ法で禁止されていなくても、自主的にそれらの物理的、化学的性質、有害性、品位および使用目的等を調査し、生産技術部門の担当者と協力して、有害性のより少ない物質への転換の可能性を十分検討し、可能であれば転換します。この場合たとえ材料としての性能が多少劣っていても、それを使いこなして目的を達成するような生産技術面での対応の可能性を追求することが大切です。

原材料の代用が見かけ上コスト高になる場合もありますが、職業性疾病発生に伴う人的、経済的損失を考慮すれば問題外ともいえるでしょう。

改善事例を 7 点挙げます。

粉体の原料は、粒子径の大きいものに替えます。

鋳物の仕上げ作業等でサンドブラストを使用していたものを、スチールショットに替えます。

有機合成用の溶媒としてベンゼンを使用していたものを、脂肪族化合物の揮発油系溶媒に替えます。

金属製品の脱脂のためにトリクロルエチレンを使用していたものを、界面活性剤系の脱脂剤に替えます。

接着剤の溶剤としてトルエンを使用していたものを、ゴム揮発油(工業ガソリン 2 号)に替えます。

芳香族含有量の多い塗料系シンナーを、ミネラルスピリット(工業ガソリン 4 号)に替えます。

精密機械部品の洗浄のためにトリクロルエチレンを使用していたものを、1, 1, 1- トリクロルエタン(メチルクロロホルム)に替えます。

この際、時々見られる誤りは、コストの低減または加工時間の減少等生産上の目的が優先し、従来よりも有害な原材料の代用が行われることです。たとえば、印刷物の乾燥時間を短縮するため、または接着剤の接着効果を良くするために、従来の原材料と異なる物質を使用して中毒事故を起こした例等です。

このように新しい原材料については、MSDS等を活用して、その有害性と予想される健康障害について事前に十分な配慮が必要となります。

2 . 有害な生産工程、作業方法の改善による有害物質発散の防止

生産工程や作業方法を一部変更したり、作業順序を入れ替えることによって有害物質を使わずに済ませたり、有害物質の発散を止めたり、減らすことができます。

改善事例を 5 点挙げます。

湿式工法の採用は、作業方法の変更の代表的なものです。粉じん作業の内、湿式にするか、または与湿することがその作業上支障が無い場合は極めて有効です。

溶剤を使用した噴霧塗装を、粉体塗装や電気泳動塗装等に替える。

線材の脱脂のために、トリクロルエチレンを使用して開放槽で温浴と蒸気洗浄を行っていたものを、密閉型の超音波洗浄装置に替えます。

機械部品の脱脂のため、開放槽内でトリクロルエチレンに浸漬して洗浄した後、機械部品を引き上げて乾燥していたものを、開放槽の上部を冷却パイプで囲むと、トリクロルエチレンの蒸発量を低減させることができます。さらに、洗浄槽を深くし、そ

の分だけ冷却パイプで囲んだ面積を増やし、機械部品を引き上げる際にここで一旦10秒位止めてから引き上げることによって、トリクロルエチレンが機械部品に付着して出てくることをほとんど無くすることができ、さらにトリクロルエチレンの消費量も低減できます。

油脂を溶媒抽出した後の、残留溶媒を含む湿った食品かすをコンベヤーで隣接工場に運んで乾燥していたものを、密閉室内で乾燥して溶剤を回収してから運ぶ方法に改善することによって、溶剤の回収率が向上し、火災の危険性も減少します。

3．有害物質を取り扱う設備の密閉化と自動化

有害物質を取り扱う多くの生産工程は、有害物質の発散、飛散および拡散を防止するため、設備の全部または一部を完全に密閉することができます。

めっき作業の開放槽のように、少なくとも有害物質を発散する作業中だけでも密閉することができる場合があります。

密閉するには、銅、亜鉛引き鉄板、アルミニウム等金属製材料または合成樹脂板等を使用し、隙間の無いようにします。

加工すべき原料の送給や仕掛品の取り出し作業は、できるだけ機械化するか自動化し、内部の点検、清掃を行えるよう、密閉した設備の内部には必要に応じて照明用の電灯（防爆構造のもの）を設けるようにします。また、人が出入りできる扉を設ける等により密閉部を取り外し出来る構造にしておく必要もあります。

設備の構造上または作業上の理由で完全に密閉できない場合には、適度の排気を行って装置内をわずかに負圧にすることにより、隙間からの溶剤蒸気の漏洩を防止する対策が取られています。これを発展させたものが局所排気装置の囲い式フードです。

改善事例を2点挙げます。

めっき槽、洗浄槽、混合機、粉碎機、篩分け機、ろ過機、タンブラー、ドライクリーニング機械、ベルトコンベアー、バケットコンベアー等は容易に密閉構造にできます。

化学反应用のベッセルは、密閉構造とし、攪拌機のシャフト貫通部にはグランドパッキングを施し、原料の供給、生成物の取り出しは配管または密閉式のコンベアー、スクリーフィーダー、空気輸送等の方法で行います。

これらの原則的な対策手法は、そのうちの1つだけに依存するよりも、複数の対策手法を併用することがより有効です。また、はじめに記したもののほど有害物質に対するばく露の根本を絶つ有効な対策方法でありますから、まず上位の対策手法を検討することが大切です。

今回は、上記8つの対策手法の内、4以降についてご説明します。

五 母性健康管理研修会（厚生労働省委託事業）

... .

- 日 時 平成21年11月18日（水）13：30～17：00
会 場 高知共済会館
（高知市本町5 - 3 - 20）
内 容 管内の働く女性の現状・男女雇用機会均等法における母性健康管理の措置・
労働基準法における母性保護規定
母子保健の理念（母子保健法）・妊娠中の症状等に対応する医学的措置
職場における妊産婦の健康管理と産業医等産業保健スタッフ等の役割
（取得単位：基礎後期3単位 又は 生涯更新1単位 及び 生涯専門2単位）
講 師 高知労働局雇用均等室 室長 藤田 恭子 氏
高知労働局母性健康管理指導医・
高知赤十字病院診療部長・第一産婦人科部長 乾 泰延 氏
愛媛労災病院 副院長 宮内 文久 氏
定 員 100人

六 メンタルヘルス対策支援センター（厚生労働省委託事業）

... .

働く人の健康を支援するため、「メンタルヘルス不調者等の労働者に対する相談機関による相談促進事業」が平成20年度からスタートしました。当センター内に「メンタルヘルス対策支援センター」を開設し、「メンタルヘルス対策促進員」が皆様の職場をお訪ねします。

この事業は、メンタルヘルス対策への助言、相談機関の利用促進、職場でのメンタルヘルスケア向上を目的としています。従業員の心の健康対策への取り組み方法が分からないという経営トップのみならず、メンタルヘルス対策支援センター・メンタルヘルス対策促進員をご利用ください。

下記の【お問い合わせ先】のTEL・FAX及びEメールは、メンタルヘルス対策支援センター専用番号です。お気軽にお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】

メンタルヘルス対策支援センター（高知産業保健推進センター内）
〒780-0870 高知市本町4丁目2番40号 ニッセイ高知ビル4階
TEL・FAX：088-855-3061
Eメール：mental@kochisanpo.jp

産業医学研修会・産業保健セミナー等 受講申込書

ご希望の方 で囲んでください

高知産業保健推進センター あて(Fax 088 - 826 - 6151)

次のとおり申し込みます。

受講希望研修会・セミナー等

番号	開催日	テーマ	センター受付番号 (センター記入欄)
	平成 年 月 日		
	平成 年 月 日		
	平成 年 月 日		
	平成 年 月 日		

申込者(受講者)に関する事項

該当する項目をご記入下さい。 にはチェックをいれて下さい。

事業場名			
業 種			
所 在 地	〒 -		
連絡先 電話番号	(職場 個人) - -	Fax	(職場 個人) - -
E - mail	(職場 個人)		
所属部署		職名	
職 種	産業医 事業主 保健師 看護師 衛生管理者・推進者 労務管理担当者 産業保健機関 その他		
受講者氏名	ふりがな		

以降は、**産業医学研修会を申込みの方のみ記入**をお願いします。

産業医認定番号		資格更新期限	平成 年 月
産業医学研修会受講票送付先 (事業場への送付を希望される方は、同上とご記載下さい。)	〒 -		

センター仮受付印

_____ 殿

お申し込み頂きました**産業医学研修会・産業保健セミナー等**の件につきまして、
参加を受付しました。
(産業医学研修会を申込の方には、後日受講票を送付いたします。)
定員を越えている為、受付できません。
恐れ入りますが、またの機会にお願い致します。

〔 当受講申込書に記載いただいた個人情報、受講票の送付、アンケート調査、各種お知らせ等に利用させていただき、当センターが実施する産業保健推進に関すること意外には使用いたしません。 〕

こうちさんぽメールマガジンを是非ご活用下さい！

当センターでは、法令改正等の最新情報や研修・セミナー等の開催案内などを原則毎月1日にメールマガジンにて情報提供を無料で行っています。定期的なチェックの機会として是非ご活用ください。配信をご希望の方は下記の「こうちさんぽメールマガジン配信申し込み票」にて、FAX又はEメールでご連絡くださいますようお願いいたします。

----- 切り取り線 -----

こうちさんぽメールマガジン配信申し込み票

高知産業保健推進センター 殿

平成 年 月 日

氏 名 (ふりがな)	()	電 話 番 号 (勤務先電話番号)	
勤 務 先 名			
住 所 (勤務先所在地)	〒 ()		
職 種 (いずれかに 印を)	事業主、産業医、一般医師、産業看護職、衛生管理者、安全衛生推進者、 労務担当者、労働者、その他()		
Eメールアドレス			
F A X 番 号 (FAX希望者記載)			

独立行政法人労働者健康福祉機構 高知産業保健推進センター

〒780-0870 高知市本町4-2-40 ニッセイ高知ビル4階

TEL : 088-826-6155 / FAX : 088-826-6151

ホームページ : <http://www.kochisanpo.jp/>

Eメール : info@kochisanpo.jp

当申し込み票に記載いただいた個人情報は、メールマガジンの配信、アンケート調査、各種お知らせ等に利用させていただき、当センターが実施する産業保健推進に関する以外には使用いたしません。